

# 選定療養費について（10/1～消費税法改正）

## （紹介状なしで受診される患者さんの負担金について）

選定療養費とは、初期の治療は地域の医院・診療所(かかりつけ医)で、高度・専門治療は病院で行うという機能分担の推進を図るために国が定めた制度です。

平成30年4月の診療報酬改定により、許可病床400床以上の地域医療支援病院では他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)なしに受診される患者さんに対し、初診時5,000円以上、再診時2,500円以上の金額を徴収することが義務となりました。当院は許可病床490床の地域医療支援病院で、これに該当します。この制度にもとづき以下のとおり徴収させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

初診時選定療養費	5,500円(税込) ← (9月迄) 5,400円(税込)
再診時選定療養費	2,750円(税込) ← (9月迄) 2,700円(税込)

※次のものは紹介状(診療情報提供書)に該当しません【選定療養費の徴収対象】

- ・医療機関からの紹介状(診療情報提供書)のうち当院の医師宛てではないもの
- ・健診機関からの健診結果や精密検査依頼書など

※選定療養費の免除対象となるもの

- ・救急搬送等の緊急の場合
- ・生活保護や特定の障害、疾病等の各種公費負担制度の受給対象者

### 【初診時選定療養費】

初診の際、他の保険医療機関等からの紹介によらず直接受診された場合に、初診時選定療養費を徴収いたします。ただし、緊急その他やむを得ない事情により他の保険医療機関等からの紹介によらず受診された場合はこの限りではありません。

### 【再診時選定療養費】

再診患者さんの中で、病状が安定し 400 床未満の医療機関(かかりつけ医)へ紹介を受けた患者さんがかかりつけ医の紹介状無しに再受診された場合、あるいは 400 床未満の医療機関(かかりつけ医)への紹介を当院より申し出たが引き続き当院での診察を希望された場合について、再診時選定療養費を受診の都度徴収いたします。